

令和6年（行ウ）第452号弁護士会鼎立解消手続等請求事件  
原告 神山美智子他6名  
被告 東京弁護士会他3名

## 準備書面(4)

令和7年11月17日

東京地方裁判所 民事2部 御中

原告兼原告代理人

弁護士 斎藤 誠

弁護士 道本 幸伸

### 国家賠償法1条1項の賠償請求まとめ

#### 1 主張の骨子

(1) 保護法益は原告らの弁護士としての法的地位（弁護士としての業務や人格的利益と財産権）である。原告ら会員は被告三会のいずれかと同日弁連に強制的に加入しなければならず、その独占的な監督権に服している。弁護士会の監督権は、所属会員の会則違反や会の秩序侵害行為などに対する懲戒権も含む包括的で独占的な権限である（56条）。

(2) 加害行為は、被告一弁会長による「創立精神（會記<sup>①</sup>）をその会員に強制する行為」である。會記思想によって形成された鼎立弁護士会（<sup>②</sup>）への帰属を強制する行為、會記を会則として強制する行為及び會記思想を宣誓させて強制する行為の三態様である。被告一弁会長の会員に対する加害行為は、被告三会の鼎立維持を目的としているので同時に被告東弁・同二弁会員らに対する鼎立を強制する行為にもなっている。また會記を会則としたり宣誓させるなどで公表する行為は、被告東弁や同二弁並びにそれら所属会員の人格を貶めて名誉を毀損する加害行為である。被告一弁会員が被告東弁同二弁に登録替えをしたり、新入会員が被告一弁を敬遠して被告東弁又は同二弁に入会しても、鼎立弁護士会から脱却できないので、会員すべてが會記に基づく加害行為から逃れられない。被告東弁、同二弁、同日弁連の各会長は、被告一弁会長の加害行為を黙認することで行為を共同している。また共同の加

\*1 被告一弁は會記を「本会創立の精神」とする（甲7-2p103:会誌/甲36-1p440宣誓書など）。會記は被告東弁や同二弁からすると「鼎立の思想」又は「分裂の思想」となる

\*2 鼎立状態の被告三会を「鼎立弁護士会」と称する。ここでは被告一弁をさす。現行法の本則32条の弁護士会とは異なり附則89条による存続を主張する弁護士会である

害行為につき被告四会には故意又は過失がある。

(3) 被告一弁の創立精神（會記）は、会員の徳性（人格）の優劣により組織を差別する思想である。差別思想によって創立され維持されている鼎立組織に会員を強制加入させることや、その思想を会則としたり宣誓させることは基本的人権の擁護を使命とする弁護士制度（法1,31,32条）と矛盾し、原告らの弁護士としての人格権（民法709,710条）や基本的人権（憲法19,13,14,15条/世界人権宣言18条などの国際人権条約）を侵害する。被告四会は所属会員との支配服従関係を利用して差別思想の強制行為を行い、弁護士自治と称して世間の批判を遠ざけてきた。人権擁護を責務とする弁護士会の人権侵害事犯であり、その違法性は重大である。

被告三会の鼎立を容認する附則89条は経過規定であるし、例外規定としても會記を会則としたり宣誓させるなど会員の人権を侵害してまでの鼎立維持を許容してはいないし、司法機関にもかかわらず非人権思想によって鼎立を継続させる被告三会は憲法・国際人権条約に違反して無効である。さらに附則89条は鼎立だけを対象としており、會記を会則とすることや宣誓させる行為まで許容の対象としてはいない。

(4) 創立精神の強制行為によって、人権擁護を使命とする原告らの弁護士としての法的地位は侵害され、弁護士としての業務や人格権、財産権侵害が発生している。

## 2 弁護士としての法的地位（保護法益）と公権力行使関係

(1) 原告らは、憲法が定める司法の独立、違憲立法審査権、基本的人権の擁護などの基本理念を実現するため、法律事件の法律事務を独占的に担当する職責を与えられている（法72条）。また裁判手続きにおいてはその対審構造（憲法82条1項）の一角を分担し（憲法34,37条「弁護人」と明記）、裁判官、検察官に対し独立した立場から弁護活動を展開し、よって憲法が保障する基本的人権の擁護や社会正義の実現を果たすことを使命とされている（法1条）。原告ら弁護士がその使命を実現するために、その業務の独立が侵害されなければならないことはもちろん、その名誉を毀損されたり、その業務に不当な負担を課せられたり、その業務の発展を阻害されなければならない。原告らの弁護士としての業務とその人格的利益や財産権は、守られるべき弁護士としての法的地位である。

(2) 弁護士の独立した弁護活動を保障するために、弁護士法は弁護士自治制度を採用し、弁護士の自治団体として弁護士会を組織し、弁護士会に所属弁護士の監督権や懲戒権を付与した。弁護士自治制度は、基本的人権の擁護や社会正義の実現という個々の弁護士の弁護活動を保全するための制度である。従ってたとえ弁護士会であっても、弁護士に対し人権侵害を行いその正常な業務を妨害することは許されない。弁護士会が、所属弁護士らの基本的人権を侵害し、その名誉を毀損し、不当な

負担を強いたり、業務の発展を阻害することは、原告ら弁護士が守られるべき法的地位を侵害する行為として許されない。

(3) 東京地裁の管轄区域内には、被告三会が鼎立しているために、弁護士がその管轄区域内で弁護士業務を行うには、鼎立した弁護士会のひとつに加入しなければならない。原告らが帰属するのは、被告三会のうちから任意で選択したひとつの会であるものの、その所属会は他の二会と同一東京地方裁判所管轄区域内に併存する関係にある。このため原告ら東京の弁護士たちは、鼎立する弁護士会の一員となることを強制されている。原告ら東京の弁護士は、鼎立状態で存在する被告三会のいずれかと被告日弁連に強制加入しなければならず、その所属会と被告日弁連の包括的な監督下におかれる。被告三会は附則89条によって存続が認容されているとして、所属会員の会則違反や会の秩序侵害行為などに対する懲戒権も含む包括的で独占的な監督権を行使している(56条)。従って、被告四会の各会長は、原告ら会員に対する関係では、公権力行使にあたる公務員に該当する。

### 3 会記の強制行為（被告三会鼎立の重要な背景事情）

#### (1) 東京の弁護士会の鼎立とその存続

ア 被告東弁は明治13年に設立されたが（当初は「代言人組合」）、大正11年の会長選挙の確執から当時の弁護士法を改正して被告一弁が分離・独立し、大正15年に被告二弁が再分裂して東京の弁護士会の鼎立が始まった。昭和7年、被告一弁の創立者（原嘉道）は、被告一弁の創立は、人格が優越する新組織の必要性にあったとする「会記」を明らかにした。徳を磨くことが国民の義務（甲44「教育勅語」とされた時代を反映して、会員の徳性の優劣によって組織を分断する思想である。以来、被告一弁は「会記」を「創立の精神」（甲19-3p5,同36-1p440）とか、「設立趣旨」（甲7-2p103）もしくは「立党宣言」（同p104）と位置づけている。被告一弁の創立は、被告一弁から見ると被告東弁からの「独立」であるが、被告東弁から見ると「分裂」となる。すなわち被告一弁にとって「会記」は創立の精神であるが、被告東弁にとっては弁護士会分裂の思想である。被告一弁は会記を理事者室に掲額したり（同2枚目）、新入会員に宣誓させたり（甲19-2p207）してその思想を継承して「独立」（分裂）を維持していた。

イ 終戦後、新憲法の制定によって司法制度も一新され、弁護士法も弁護士自治制度を採用した現行弁護士法に刷新された。その結果、弁護士会は地方裁判所の管轄区域ごとの設立とされ一切の例外を認めないとされた（法32条）。ところが被告三会は附則89条による存続が許された。存続容認は限定的なものでしかないものの、弁護士法本則に基づく弁護士会とは別に、附則に基づく被告三会が存在することとなった。附則に基づく弁護士会は本則による弁護士会と異なり管轄区

域に併存するが、本則の弁護士会と同様に自治権や監督権を行使している。

被告一弁は、鼎立を解消して本則の弁護士会に改組することなく、あくまで創立の精神を堅持して附則による存続を主張し、創立の精神を会則化したり、宣誓制度を継続させたりして鼎立体制を固めている。被告東弁同二弁は、合併への取り組み姿勢を示していたが、被告一弁の頑なな姿勢によって合併を諦め、鼎立継続を黙認するに至っている。

ウ　被告一弁の創立の精神である「會記」は、旧憲法下に作成されたという時代背景を色濃く反映している。そこには「我同志の属したる弁護士会（東弁のこと）は会員実に二千余の多きに達し、従て思想感情を異にするもの族生し」として思想感情を異にすることを否定する。そして「剛健中正の道義的精神は漸次衰頽し」

「内平和を欠き外輕侮を招かんとするに至る」「我同志は深くこれを憂い更に一の弁護士会を組織し」として道義的精神こそが重要でありその衰頽が被告一弁が分離独立した理由とする。さらに「道義的精神により結合する」として、会員全員に道義的精神による結束を求め、「徳性を鍊磨し謙讓抑損と和衷協同とをもって事に従う」としてすべての会員に徳性や謙讓などの人格を要求する。さらに「己を省みすして人を責め義務を等閑にして権利を妄張し名利之事とし相互の融合を毀傷せんとするが如きもの」として東弁・二弁会員<sup>(\*)</sup>の人格を貶めている。そのうえで「是の如きは独り本会併存の精神を發揮するのみならず又もって一般団体の模範たるに足らん」として被告東弁は模範に足りないので人格の優れた組織を誕生させる必要があると宣言する。

「會記」は、道義的精神、徳性、謙讓や協同という人格を会員全員に要求し、またそのような人格が劣る者（東弁・二弁会員）を侮辱し、社会から輕侮を招く組織（被告東弁・二弁）とは分離しなければならないとする。会員に道義的精神の尊重を求めるという限度を超えて、会員全員に道義的精神を要求し、さらに他会の会員の人格を非難して組織の分断まで必要とする。会員に人格の陶冶を求めるという一般的な範疇を超えて、他会会員の人格との優劣による差別を会員に要求する。會記思想は、単なる道徳的な心構えの強調に取まるものではない。道義的精神の優劣を論じ、その優劣により組織を分断しなければならないとの内容が中心である。従って會記は人格差別思想と評価される。

エ　新憲法による基本的人権の尊重、新弁護士法による弁護士自治の採用、人権条約の締結や人権規範の深化などの背景にもかかわらず、被告一弁は人格差別思想を堅

---

\*1會記が作成された昭和7年にはすでに東弁から二弁も分離しているので二弁会員も人格非難の対象に含まれる

持する。今後も、會記思想による独立（鼎立）を維持し、その思想を会則とし（甲19-6,7,37-1）、その遵守を宣誓させて（会則17条3項/甲19-5,36-1～5）、その差別組織の存続をはかろうとしている（甲19-3）。

## （2）人格差別思想の強制行為

### ア 會記によって鼎立する弁護士会への強制行為

被告一弁の創立の精神は「會記」にある（「創立の精神」「設立趣旨」「立党宣言」甲7-2p103p104/甲19-3p5）。被告一弁の創立、すなわち東京の弁護士会の分裂は、會記思想が設立趣旨である。そして創立から100年を経過した今日でも、被告一弁は、會記を結合の拠り所として（「鼎立維持の意志の源は『會記』である/甲19-3p499）、被告一弁の独立すなわち鼎立を維持してきた（併存直後、戦時中の国家総動員体制下、現行法制定時、新会館建設時の合併運動などを乗り越えてきた/甲19-3p408）。被告一弁は、今後も會記が掲げる道義的精神を結合の拠り所として独立を維持すると宣言する（「『會記』が掲げた『道義的精神』は、・・・価値を失うことはない」「それゆえ（會記は）第一東京弁護士会の『結合の拠り所』として『道義的精神』は挙挙服膺するに値する」/同p500）。

被告一弁が、會記に基づく独立を果たすことは同時に弁護士会の併存を形成する。東京の弁護士会の鼎立は會記の思想に基づいて始まり、戦後も會記思想の堅持によって今日まで継続されている。

被告一弁会員は、被告一弁の独立堅持によって、鼎立弁護士会への帰属が強制される。被告一弁の独立堅持によって被告東弁、同二弁も鼎立弁護士会から脱することはできないから、すべての会員が鼎立状態を強制される。

鼎立弁護士会への帰属強制は、その会員に対して極めて深刻な不利益を及ぼしている。原告ら会員が蒙っている不利益は、被告一弁が會記思想を創立の精神として崇めていることに起因する。その人格差別思想が解消されれば被告一弁が独立（鼎立）を維持する根拠もなくなるしその必要もなくなる。それによって自然に合併することとなり、会員が蒙っている人権侵害を含む不利益は一掃される。

### イ 會記を会則として拘束する行為

被告一弁の「會記」は、創立の精神として理事者室に掲額したり、ホームページに「その精神は当弁護士会会員の日常生活の規範としてまた独自の制度である常議員会における新入会員の宣誓式として今日でも連綿と承継されている」と公表され、周年行事などの際には必ず引き合いに出され、その会誌にも繰り返し記述される（甲19-3）。被告一弁にとって「會記」は事実上の会則と扱われていたが、昭和58年から同61年頃に、正式に会の会則諸規則と定められて、会則・諸規則集や会のホームページに公開された（甲19-7,37-1,42-2）。従って「會記」は被告一弁の正式な規律として、被告一弁会員を拘束し（法22条：所属弁護士会の会

則を護る義務)、會記違反は懲戒の対象となる(法56条:「会則違反」)。また被告一弁は、會記を会則諸規則集(甲19-7)やホームページ上の会則・諸規則の冒頭部分に掲載し、会則・諸規則の指導的な解釈運用基準としている。會記は会員に道義的人格の尊重を求めるだけに止まらず、人格優劣による組織の分断を要求する思想である。この人格差別思想を会則規則集の冒頭に掲げることは、会員に対して人格優越思想の遵守を強く要求することになる。被告一弁の会則では「弁護士は人権の擁護者であり、社会正義を実現するものであることを自覚しなければならない」(甲19-7p35)など人権擁護義務も強調する。それと會記の差別思想の遵守義務とは矛盾する。被告一弁で優先されるのは人格差別思想の遵守であるからそれに反しない範囲で人権擁護義務が課せられている。人格差別は人権侵害行為であるが、被告一弁の存立基盤であるがゆえにその遵守こそが優先される。

#### ウ 會記の遵守を宣誓させる行為

被告一弁の会則17条3項では「弁護士会員となった者は、所定の宣誓をしなければならない」とされている(甲19-1)。「所定の宣誓」の内容につき、被告一弁の会誌(甲19-2,36-1)によると、宣誓式が創立された昭和8年当時は東弁会員の人格を厳しく貶めたり選挙制度を問題視する告示形式であった(甲19-2)。

その後、特別委員会を作つて研究した結果、昭和33年から

- (1)常議員会の席上において会長が新入会員に會記の趣旨を説明する
- (2)新入会員が宣誓書を朗読して署名する
- (3)その宣誓書の内容は「本会創立の精神を尊重する」「会員相互の強調融和に務める」「役員は人格見識ある者が衆望をになって選任される伝統を尊重する」などとする

と改められている(甲36-1/根拠となる会則規則は不明)。

従つて会則17条3項は、「弁護士となった者は、『常議員会での会長からの會記の趣旨説明を受けて一弁の創立の精神である會記を尊重する旨を表明して宣誓書に署名するという』宣誓をしなければならない」という条文となっている。

被告一弁では、會記を規律とするだけでなく、会則中にも宣誓の対象として規律されているのである。被告一弁は、会員に対し、會記そのものを強制するだけでなく、常議員会という公開の議場において、會記の遵守を誓うと表明させたうえ、その宣誓書への署名も強制している。被告一弁の宣誓式は、會記すなわち人格差別思想による鼎立を要求する儀式として極めて特殊である。

被告一弁は会則違反の会員や会の秩序や信用を侵害した会員に対して懲戒権を有する。従つて、会則等で定めた宣誓に違反する言動は懲戒の対象となる。宣誓式は会員に會記思想を強制し、鼎立を強制する行為にほかならない。会員の思想良心の自由を直接侵害する加害行為である。この宣誓式は昭和、平成、令和と引

き継がれ、今日も継続している（甲36-1～4）。原告道本幸伸、同門西栄一、同村崎修も当然のことながら、被告一弁入会時にこの宣誓式を強制され、会則とされた會記思想を強要され、會記思想による鼎立弁護士会への帰属を強制されている（なお弁護士道本はその後二弁に転籍している）。

#### エ 被告東弁、同二弁会員との関係

被告一弁会員は會記思想による鼎立を直接的に強制されているが、被告東弁、同二弁会員（その他原告）も、被告一弁が独立（鼎立）を堅持する以上、鼎立は解消されないので、鼎立構造が強制される。また被告一弁が會記を会則としたり、新入会員に會記の遵守を宣誓させたりするなどにより鼎立が維持される以上、その継続を甘受しなければならない。

さらに被告一弁が會記を会則としたり新入会員に宣誓させる行為は、その会員の人格を侵害する行為であると同時に、人格を貶める内容の會記を公表されることとなる東弁・二弁会員らの人格権（名誉）を毀損する行為でもある。原告神山美智子、同齊藤誠、同横塚章、同水野賢一は、被告一弁の會記思想を強制する行為によって、鼎立弁護士会（被告東弁）への帰属を強制され、人格を貶められることによって名誉を侵害されている。

また被告一弁会員が加害行為から脱するために被告東弁同二弁に登録替えをしたり、新入会員が被告一弁を敬遠して被告東弁同二弁に入会しても、被告一弁が會記によって形成した鼎立状態の枠組みや會記思想による人格権侵害から逃れることはできない。原告道本幸伸は、被告東弁から被告一弁へ移籍し、さらに二弁に登録替えしているが、どの弁護士会も鼎立会でしかないので、會記思想から逃れることはできない。弁護士法附則（89条）によって存在を主張する被告三会は、會記思想によって形成されており、現憲法や現行法本則では認容されない存在である。被告三会会員は、附則による弁護士会のいずれかに帰属しなければならず、本則による弁護士会会員（東京以外の他のすべての単位会）になることはできない。すなわち被告三会会員は、すべて會記思想に基づく鼎立状態に組み込まれており、東京で弁護士業務を行う限り、鼎立の拘束から逃れることはできない。

#### オ 共同不法行為

（ア）被告日弁連は被告一弁に対する指導及び監督権（法45条2項）が付与されている。被告一弁が行っている會記の強制行為は違法であるから被告日弁連にはその監督権限を行使して差し止める責任がある。弁護士自治制度によって、単位会に対する監督権は被告日弁連の専権とされている。また所属会員に対する非人権思想に基づく事案であるから、基本的人権の擁護や社会秩序の維持などの弁護士の使命（法1条）という弁護士制度の根幹にかかわる事案である。被告日弁連は、人権擁護の最終責任者でありかつ自己の組織内での最高監督者としての責務を負

っている。しかも被告一弁は、被告日弁連の承認を得ずに（法33条1項）會記を会則と定めたり、會記の趣旨を宣誓させている。被告日弁連には、承認を経ずになされている行為を是正させる責務がある。従って、被告日弁連には、被告一弁の會記に基づく独立（鼎立）を解消すること、會記を会則としたり宣誓させることを止めるように指導し監督するべき義務がある。にもかかわらず被告日弁連は、被告一弁の姿勢を放置し、その侵害行為を助長している。その結果、被告日弁連は、被告一弁と共同して会員に対する加害行為に加担し、基本的人権擁護や弁護士自治制度を崩壊させている。

(イ) 弁護士会は、強制加入組織であり監督権を有する組織であるから、会員の人権侵害行為に対してその解消を図る責務がある（法31条：弁護士の品位保持及び事務改善）。被告一弁がその会員に対して行う加害行為（會記を強制する行為）は、そのまま東弁・二弁会員に対しても鼎立を強制する行為となる。さらに人格を差別する内容を公表することであるから人格権（名誉）を侵害する行為である。被告東弁・同二弁は、所属会員に対する被告一弁の加害行為を差し止める責任がある。被告東弁は、「三会合同推進委員会」や「東京三会懇話会」などを設置して合併のため取り組みをしていたが、それ以上の行動を起こさずに放置している（準備書面(2)p21）。被告二弁も当初は「統合のための鼎立」として統合を求めていたが、独立堅持の被告一弁の姿勢から、方向を切磋琢磨の鼎立に変更している（準備書面(2)p19）。被告東弁・二弁は、被告一弁の加害行為が東弁・二弁会員に対する関係でも人権侵害や名誉侵害行為になるという認識を欠いている。このため被告一弁の人権侵害から会員を救済する行動をとろうとしていない。本来なら、直接被告一弁に対して人権侵害行為の差し止めを求めたり、被告日弁連にその加害行為の監督を求めたりするべきである。にもかかわらず何らの行動も起こしていない。このため被告一弁の加害行為が黙認されて、その加害行為を助長するに至っている。結果として被告東弁・同二弁は、被告一弁と共同して会員に対する加害行為に加担している。被告一弁が実行行為者である人格差別の強制行為は、被告四会が共同する加害行為であり、その被害は被告三会会員全員に及んでいる。

#### 4 人格差別強制行為の違法性

(1) 「會記」という特定の思想を強制加入会員に強制することは、憲法19条・世界人権宣言18条・市民的政治的権利に関する国際規約18条に違反する思想信条の自由を侵害する行為である。會記思想によって維持されている差別組織を強制することや、會記を会則とすること、新入会員に會記の遵守を宣誓させる行為は、この侵害行為に該当する。

(2) 會記の思想は、人格の優劣を論じ、その優劣によって組織を分断すべきとの思想であるから、人格を理由とする差別思想である。個々人の人格を尊重するという憲法13条や不合理な差別を禁止する憲法14条・世界人権宣言7条・市民的政治的権利に関する国際規約26条・あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約に違反する。基本的人権の擁護を使命と定める弁護士制度(法1,31,32条)にも反する非人権思想である。また原告らの弁護士としての人格権(民法709,710条)も侵害する違法行為である。さらに「ビジネスと人権に関する指導原則」(2011年/国際人権理事会)「持続可能な開発とのための2030アジェンダ」(2015年/国連総会)などが求めている「人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないこと」にも反する非人権思想である。

(3) 被告三会の鼎立は、それ自身でも憲法に違反する。憲法はその統治機構の原則として、公務員の選定罷免権や全体の奉仕者としての規律を定め(憲法15条1項2項)、すべての公務員に憲法の尊重・擁護義務を課している(同99条)。弁護士会は司法の対審構造の一角を担当する弁護士によって構成される司法機関であるから、その会長も「公務員」に含まれる。にもかかわらず、被告三会の会長は、分断された一部集団から選出され、その集団のための代表者でしかない。公務員であるべき東京の弁護士会会长が、公務員の資格を有さないという事態は憲法15条1項2項に違反する。原告ら会員は正規の代表者を選任することができないために政治参加の機会が奪われておりこれは市民的政治的権利に関する国際条約25条にも違反する。

また憲法が定める基本的人権を保障するための統治機構は、それ自身において差別体制を内包してはならないし、差別体制のままで、懲戒権や自治権行使するのには、到底許されない。また鼎立していることによって懲戒権に欠陥が生じているなど、被告三会には統治機関としてのガバナンスが機能していない。かような無秩序組織の存続は違法である。

(4) さらに被告一弁が會記を会則としたり、宣誓させたりする行為は、東弁や二弁会員の人格を公的に貶める行為である。これは被告東弁や同二弁、及びそれらの会員の名誉を侵害する行為として違法である(民法710条)。

(5) 昭和33年に定められた被告一弁の宣誓式は、その会則17条3項「弁護士会員になった者は所定の宣誓をしなければならない」との規定に基づき実施されている。宣誓式は、新入会員の入会に基づき行われるから、法33条2項3号に定める「入会・・に関する規定」である。また宣誓する内容については同条同項7号に定める「弁護士道徳その他会員の綱紀保持に関する規定」に該当する。従って「所定の」(会則17条3項)として宣誓の内容を明記されていない場合には、その具体的な内容は被告日弁連の承認対象に該当する。しかし被告一弁はその承認を受けていないから、弁護士法に定める手続に違反する。被告日弁連は「『所定の』書式等として規定する場

合の書式等は承認の対象としていない」と弁解するが（被告日弁連準備書面3）、「所定」とは宣誓の具体的な内容を定めるものであり、単なる書式の問題ではない。入会や弁護士道徳や会員の綱紀保持に関する規定（法33条2項3号7号）であるから、会則の必要的記載事項に該当し、承認の対象となることは明らかである。

また被告日弁連は「會記」の成立が昭和7年であることを理由に、會記を会則として承認（法33条1項）していないという（被告日弁連準備書面3）。しかし、會記そのものは昭和7年作成であっても、現行法制定によって旧会則も改めて被告日弁連の承認が必要とされるから、その施行後も會記を会則などの規律として維持するならその「承認」が必要となる。會記はまさに「弁護士道徳や会員の綱紀保持に関する規定」（法33条2項7号）に該当する。また被告一弁がその会則集に會記を追加したのは昭和57年以降である（甲42-1,2）。被告一弁はどのように會記を規律化したのかまたそれが何時の段階か明らかにしていないが、被告一弁は被告日弁連の承諾手続を経ずに規律化して会員を拘束しているからその手続に違法がある。

（6）附則89条は被告三会の鼎立を容認するが、それは経過規定であるし、例外規定としても、會記を会則としたり宣誓させたりするなど会員の人権を侵害する方法で継続された鼎立まで許容してはいない。それまで許容するのであれば、憲法・国際人権条約に違反して無効である。さらに附則89条が対象としているのは、鼎立の容認だけであり、會記を会則とすることや宣誓させる行為にはなんら言及していない。被告四会が共同する會記思想を会員に強制する加害行為は、附則89条によって違法性を阻却されることはない。

## 5 会員の損害と請求額

### （1）慰謝料

ア 原告らは東京で弁護士業務を続ける限り被告三会の分裂体制の構成員を強いられる。それは内部紛争が昂じて人権侵害思想によって秩序が混乱した組織体である。このため原告らは思想信条の自由、人格権、平等権、公務員選定の権利、秩序ある司法組織に帰属する権利などの基本的人権を侵害される。また被告日弁連が弁護士会の人権侵害行為を救済すべきところ、人権侵害行為を黙認し、なんらの改善措置をとることもしない。被告日弁連にも無視されている原告らの精神的苦痛は甚大である。

イ 鼎立による会員の損害でもっとも重要なのは信用の失墜である。會記によって構築された鼎立組織は、人権擁護（法1条1項）を使命とする弁護士に対する人格差別行為である。社会正義の実現（法1条1項）を使命とされているのに特権として与えられた自治権を濫用して人権を侵害しているとの反感を国民に抱かせる。社会秩序の維持（法1条2項）に努力すべきなのに、公の秩序を崩壊させ、法律制

度の維持改善（法1条2項）に反して弁護士法を腐敗させていると国民から批判される。これらの国民感情は、弁護士の信用を根本から覆すに余りある。弁護士会が行っている會記による強制行為は、まさに弁護士会の「品位を失うべき非行」（法56条）に該当する。このまま鼎立が放置されれば、国民の弁護士に対する信頼は崩壊し、回復しがたいことになる。原告ら会員が蒙る信頼失墜の損害は重大かつ回復不能である。同様に国際社会からも、日本は非人権組織を司法機関として公認しているとして、不信感を増大させることとなる。

ウ 會記によって創立された鼎立弁護士会の懲戒権行使は、人格の優劣思想を中心とする組織や分断を肯定する組織によるものであるから、人権や法秩序の軽視など恣意的運用の危険が高い。また被告三会は、自らが公的組織であるとの自覚が乏しいために、懲戒権行使においても「仲間内の論理」を優先するおそれが強く、公正な運用が期待されない。鼎立弁護士会の懲戒権は制度的にもその信頼性が保たれない。

エ 現行法は、「弁護士会の自治を認めたこと」など「従来の弁護士階層の希望をほとんどすべて実現した」、その結果「弁護士は制度的には判検事より低く扱われることはなくなった」「それと同時に弁護士は、そして弁護士会は社会に対して大きな責任を負うこととなった」（甲6p147～）。ところが、被告三会は旧弁護士法による分裂思想によって鼎立したままであり、その姿勢をいささかも正していない。旧法による鼎立をそのまま維持することは、現行法が構想した裁判所、検察庁と並びたつ弁護士会という司法秩序そのものを空洞化させることである。被告三会は、弁護士や弁護士会の自律を守っている現行法を骨抜きにしている。それは会員にとって極めて重大な損害である。

以上のアからエの原告らの精神的苦痛による損害額は少なくとも月1万円をくだらない。

## （2）不必要的会費負担（積極損害）

被告三会の会費はそれぞれ月額1万6000円である。会員は日弁連会費1万2300円を合算した2万8300円を負担している。そのほかに入会年度を区分して会館特別会費が上乗せされる（但し会館特別会費は終了予定）。弁護士会の会費は会員にとって不可欠な義務であり、その未払いは懲戒事由となるし、滞納が継続的には除名となる。

しかし被告三会は各会ごとに会長や副会長を擁立しそれぞれに報酬を支払っている。また事務手続も別々とするため嘱託弁護士、事務職員らの人事費も各支出している。総会・委員会の費用、コンピューターやホームページを含む事務費、図書室費用なども重複している。被告三会がバラバラなために生じる無駄を賄うために、原告らは余分な会費を負担させられている。被告三会の各決算書（甲34-1～3と甲

40)によって無駄な経費を算出すると原告ら準備書面(3)添付の「合併懈怠による積極損害計算表」のとおりである(原告準備書面(2)p7の計算を詳細に再計算した)。

無駄な経費総額は17億4314万円に登る。それを23,564名の会員で割り、さらに12で割ると月額6,164円と計算される。すなわち原告ら会員は毎月6,164円分の積極損害を蒙っている。

### (3) 合併による会の収入増加に伴う会費減額利益の喪失(消極損害)

被告三会が合併すれば、大阪弁護士会が单一会で行っているように法律相談業務も单一で実施できる。現在会館で行っている各種相談事業もひとつの組織で展開できるので知名度も信頼も増すことになる。また23区の法律相談も单一会の運営によって公共団体と直接協議して円滑に進めることができる。さらに東京地裁立川支部に対応する单一の支部を設置すれば、なんの混乱もなく法律相談業務などの展開が可能である。かように法律相談業務の飛躍的な充実によって会の収入も増加することが予想される。

また現在被告三会は会館を別々に占有している。理事者室、事務員室、会委員控室などすべてバラバラである。唯一、共同なのは被告東弁と二弁の合同図書館だけである。それとて被告一弁は別途に図書室を開設している。被告三会が統合すれば、現在の東弁が使用するスペースだけで会の運営は十分に可能であるから、現在被告一弁や同二弁が使用する約2000坪(甲25)を有効利用することができる。常設の後見や仲裁の特別相談や、企業法務や外国人のための相談室などに利用したり会員室を広げて会員をサポートするとか、司法制度の歴史展示室にすることもできる。また一部を日弁連や法テラスなど関連団体に提供することもできる。会館スペースを有効活用することにより、会の収入増を見込むことも可能である。

かように法律相談事業の充実や会館スペース有効利用による会の収入増によって、会員の会費負担額の減少が見込まれる。

### (4) 弁護士業務発展を阻害する損害(消極損害)

被告三会の各会長たちは、三名バラバラであるから、いずれも東京の弁護士たちの代表とはいえない。その三名の会長の間には意思統一のルールもない。またその三名の会長たちは東京のどのような弁護士たちの代表なのかも説明できない。「会のありかたをめぐる考え方の違いで分かれた弁護士会」(甲18-1)とか、「意志の疎通が円滑にいかないことから独立した」弁護士会とか(同18-2)、「気風のちがいの弁護士会」(甲18-3)と説明するが、いずれも誤魔化しでしかない。実態は旧法下に鼎立していた私的法人でしかないので、現行法附則によって自治権や懲戒権を付与されて公法人とされた二重人格組織であるから、世間の理解は得られない。被告二弁が会長声明を出しても(被告二弁:甲9-1)、世間の側からするとどのような会の会長なのか、所属する弁護士たちはどのような人なのか、他の会との関係はどうなのか

すべてが不可解である。法曹三者の司法協議会においても、3人の会長が別々に発言するから、東京地裁所長、東京地検検事正は誰の発言をどれだけ尊重していいかわからない。これは東京都知事・23区長や市長などの公共的機関の長との対話でも同様である。通常の公法人なら正規の代表者は特定できるのに、東京の弁護士会は代表者を特定できない。原告ら東京の弁護士たちは、社会と対話できる代表者を欠いている。最初から正常な対話が成り立たない。すべての対外的活動において、被告三会の各会長は不完全かつ不可思議な代表者であるから、正常な社会活動を営めない。原告ら東京の会員は3名会長の鼎立によって、世間との交流や社会活動の展開の途が塞がれている。このために原告らは弁護士会を通じての弁護士業務の発展を阻害されている。被告四会の共同加害行為によって原告らは現在までもまた将来に亘り弁護士業務の発展を妨げられており、その損害は測り知れない。

#### (5) 請求額

原告らの損害は積極損害が月額6,164円、それに消極損害を加算し、慰謝料1万円を合算すると合計月額1万6,572円以上となる。原告らはこのうち月額1万円を請求する。

(以上)